別紙1

指定管理者のモニタリングシート

1，基本情報

確認年月日：令和4年1月31日

施設名	盛岡市立山岸老人憩いの家		
住所	盛岡市山岸六丁目13番13号		
指定管理者名	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	所管課名	長寿社会課
指定管理料（年額）	6,452,779 円		
今回確認期間	令 和 3 年 4 月 1 日 から 令 和 4 年 1 月 31 日 まで （ 10 ヶ月間）		

2，業務の履行状況の確認について

（1）稼動実績 （令和3年4月1日から令和3年10月31日まで）

項目		今期計画	今期実績
開館日数		360 日	214 日（ 7 ヶ月）
延べ利用者数	個人	800 人	60 人
	団体	3,380 人	3,082 人
主要事業開催回数	会報いこい継続発行	7 回	7回
	5月人形鑑賞会	1回（4月～5月）	1回（4月～5月）
	地元写真家展示会	2回	2回
	講演会（住みなれた地域で暮らしていくには）	1回	1回
	演劇、マーケタリー（（木版画）発表会	2回	2回

（2）管理運営実績

項目		確認欄
設置目的	施設の設置目的及び市の施策の成果向上に果たす施設の役割を理解し，これらに沿った管理運営がなされているか。	適・要改善
平等利用	市民・利用者の平等な利用が確保されているか（一部の市民・利用者に対して，不当に利用を制限したり優遇したりすることが行われていないか。）。	適・要改善
施設の効用の発揮	施設管理	
	建物・外構の保守・点検は仕様書等に基づき行われているか。	適・要改善
	設備の保守・点検は仕様書等に基づき行われているか。	適・要改善
	建物，外構，設備の修繕の履歴は整理，保管されているか。	適・要改善
	現金・備品等の管理	
	現金は適正に管理されているか。	適・要改善
	鍵は適正に管理されているか。	適・要改善
	施設に配置されている備品が適正に記録・管理されているか。	適・要改善
	備品の購入，廃棄，修繕の記録について整理，保管されているか。	適・要改善
	事業実施	
	仕様書及び事業計画書で実施することとしている事業が実施されているか。	適・要改善
	危機管理	
	危機対応の手順は整備されているか。	適・要改善
管理能力の確保	適正な人数の職員が配置されているか。	適・要改善
	職員の資質向上のための研修等の取組みが実施されているか。	適・要改善
	適正な労働条件が確保されているか。	適・要改善

（2）管理運営実績（続き）

項目		確認欄
個人情報保護	施設で取り扱う個人情報は，特記仕様書に基づき扱われているか。	適・要改善
その他	市と指定管理者の間で指定管理業務について記録することとしている事項について，記録が整備されているか。	適・要改善
	あらかじめ市に協議するべき事項について，適時に協議がされているか。	適・要改善
	市と指定管理者の間で指定管理業務について報告することとされている事項について，適時に報告がなされているか。	適・要改善

3，サービスの質の確認について

（1）サービス提供の状況

項目		確認欄
職員対応	職員の身だしなみは適切か	適・要改善
	利用者への応対のマナーは適切か	適・要改善
	利用者に対する職員の案内，説明は分かりやすく丁寧に行われているか。	適・要改善
施設管理	施設は清潔に保たれているか。	適・要改善
	施設内の案内が利用者にわかりやすく表示されているか。	適・要改善
	施設は利用者が利用目的に沿って安全に使用できる状態になっているか。	適・要改善
苦情要望	利用者からの苦情・要望に対し，適切な対応がなされているか	適・要改善
	利用者からの苦情・要望について，市への連絡報告が適切に行われているか	適・要改善
利用促進	事業実施の周知が適切になされているか。	適・要改善
	使用許可手続きは円滑に行われているか	適・要改善
	ホームページは「公の施設の指定管理者のインターネット利用指針」に沿って作成されているか。	適・要改善

4，指定管理者が施設の管理運営及びサービスの質を向上させるために工夫した事項

①文化的な活動を促進するため，図書館機能を充実させた。盛岡市立図書館で除籍となった図書を頂き，本棚の大幅なﾚｲｱｳﾄ変更を行った。蔵書を寄贈してくださった方の約300冊を加え，蔵書は約800冊となった。②ｻｰｸﾙ間の相互理解，親睦を図るため「会報いこい」を毎月発行。各種行事，サークル活動日程などを継続的に掲載している。③浅岸和敬荘包括支援センターと提携し，「シルバーリハビリ体操会（いこいの会）」を毎月実施。④サークル活動を継続している演劇、マーケタリーの発表会を開催。⑤大規模修繕の年を迎え，各種設備の交換・修繕などを実施した。（屋根の塗装，トイレのウォシュレット化，畳の表替え，エアコンの導入，ボイラー修理など）

5，モニタリング結果を踏まえた今後の管理運営の方向性

指定管理者	所管課
①主催事業の拡充を目指す。コロナ禍でも実施可能な事業を実施し、積極的に発表の場を提供する。（例：写真展、絵画展、演劇、木版画、手芸等）②貸出図書の拡充を目指す。図書館からの除籍徒手、個人の寄贈本などを積極的に受け入れ、文化的なレベルアップを目指す。③大規模修繕後の設備維持管理を徹底し、過ごしやすい環境を整える。	業務の履行状況の確認を行ったところ全ての項目において適切な管理運営がなされていることが確認できたので，今後とも適切な管理運営に努めていただきたい。また，コロナ禍で活動が制限される部分もあるが，感染予防を徹底し，工夫しながら高齢者の生きがい活動等に積極的に取り組んでいただきたい。